二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十四号、第五十号、第五十五号、第五十八号及び第七十一号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号（建設改良に係るものを除く。）、第十二号、第十八号、第二十号、第二十一号、第四十八号、第四十九号、第五十一号、第六十七号、第七十号、第七十三号及び第七十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があるとき。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月1日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防本部及び消防署設置市町村（普通交付税に関する省令第10条第13項に規定する消防本部及び消防署設置市町村をいう。以下同じ。）にあつては111円94銭、その他の市町村にあつては1,148円88銭

二十二　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十号、第十二号、第十四号、第二十号、第二十九号、第三十三号、第四十五号、第五十一号、第五十六号及び第五十九号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十一号、第十三号、第十九号、第二十一号、第二十二号、第四十九号、第五十号、第五十二号及び第六十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があるとき。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月1日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防本部及び消防署設置市町村（普通交付税に関する省令第10条第13項に規定する消防本部及び消防署設置市町村をいう。以下同じ。）にあつては110円50銭、その他の市町村にあつては1,148円59銭